

第600回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日時：令和8年3月9日(月) 14:00～14:11

場所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、松村委員、村松委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第600回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○田上総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談するという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように、「第2部」につきましては非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。

それでは、議題の1「ガス導管事業者の2024年度託送収支の事後評価について」につきまして、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長　それでは、資料3を御覧ください。「ガス導管事業者の2024年度託送収支の事後評価について」でございます。

(趣旨)でございますが、令和8年2月5日付にて、東北経済産業局長、関東経済産業局長及び近畿経済産業局長から、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、電力・ガス取引監視等委員会に意見聴取がなされ、本年2月17日の第73回料金制度専門会合において、事務局にて行った評価を確認したため、その結果を報告させていただくものでございます。また、この報告を踏まえて、各経済産業局長への意見回答について御審議をいただきたいというものでございます。

この第73回料金制度専門会合についてですが、後ろに資料3—2ということをつけさせていただきます。その資料の3ページ、全体8ページでございますが、2つ目のポツに書いてあるとおり、事後評価の対象となるガス導管事業者、2024年度は144社ございますけれども、昨年9月までに託送収支計算書を公表した137社については、既に昨年11月14日に開催された第71回料金制度専門会合で事後評価を実施しておりまして、今回は昨年10月以降に託送収支計算書が公表された7社について事後評価を実施したというものでございます。

その内容でございますが、資料の全体12ページでございます。まず、ストック管理基準の結果概要ということで、各社の超過利潤累積額について一定水準額と比較した結果、超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した社はいなかったということでございます。

次のページでございますが、フロー管理の結果概要ということで、各社の想定単価と実績単価から算出した乖離率について確認した結果、鈴与商事株式会社の乖離率が変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過していたという状況でございました。

その次のページ、この鈴与商事株式会社についてなのですが、3ポツのところ、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるかといった点を確認いたしましたところ、翌事業年度の開始の日である2026年9月1日までに値下げ届出を提出する予定である旨を確認したということでございます。

本文の資料3の17行目、2. に戻っていただきまして、各経済産業局長への回答についてでございます。上記1. の確認結果を踏まえまして、委員会として資料3—4のとおり、各経済産業局長へ回答を行うこととしたいということでございます。

まず(1)として、事後評価対象事業者のうち、超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していた社はいなかった。

(2)として、事後評価対象事業者のうち、鈴与商事株式会社については、想定単価と実績単価の乖離率が変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過していた。同社については、翌事業年度の開始の日までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、原則として所管の経済産業局長の変更命令の対象となるということでございます。

(3)として、上記(2)以外の事業者については、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められなかった。

この内容で各経済産業局長へ回答したいと考えております。

実際の回答案については資料3—4ということで、20ページ以降につけさせていただいておりますけれども、先ほど申し上げた内容で案をつけさせていただいているところでございます。

私の説明は以上になります。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたらよろしく願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。どなたかございますでしょうか。——特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、御質問、御意見ないようですので、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「予備電源制度ガイドラインの改定の建議について」に関しまして、事務局から御説明をよろしく願いいたします。

○栗谷取引監視課長　　資料4に基づいて説明をさせていただきます。

まず、(趣旨)でございます。予備電源制度ガイドラインの応札価格に関する改定を経済産業大臣に建議することにつきまして御審議いただきたく存じます。

現状と対応案でございます。1つ目が経年改修費(資本的支出)についてです。立ち上げプロセスにおいて電源を稼働させるために、事前に修繕、経年改修工事などを実施しておくことが必要不可欠な場合、これらの費用について、応札事業者が応札価格に織り込むことが妥当であると考えられます。しかしながら、ガイドラインにおきまして、応札価格に織り込むことが認められる主なコストとして、修繕費についての記載はあるものの、経年改修費についての記載はございません。

こういった点を踏まえ、休止状態を適切に維持し、立ち上げプロセスへの応札を行うという基本的なリクワイアメントを満たすために必要最小限の経年改修費については予備電源の応札価格に織り込むことが認められるとガイドラインに明記する必要があるのではないかと考えてございます。

2点目が休止措置期間における発電側課金（kW課金）についてでございます。発電側課金は、予備電源制度において応札する電源が稼働状態から休止措置を経て休止状態の維持を図るという過程で、継続的に発生する費用であると考えられるため、これらの費用について応札業者が応札価格に織り込むことが妥当であると考えられます。

しかしながら、ガイドラインにおいて、予備電源の応札価格に織り込むことが認められるのは、文理上、当該電源の休止状態の維持に係る発電側課金に限定されております。そのため、休止措置期間中に発生する発電側課金についても応札価格に織り込むことが認められるとガイドラインに明記する必要があるのではないかと考えてございます。

対応案でございます。上記の1点目及び2点目に関し、電力の適正な取引の確保を図る観点から、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、ガイドラインの改定を経済産業大臣に建議することについて、本委員会において御審議いただきたく存じます。

今後の進め方でございますけれども、本件については、本委員会にて御了解いただければ、資料4-1によりまして、経済産業大臣に建議することとしたいと考えてございます。資料の4-1は一番最後におつけしてございまして、具体的な建議の内容は、その別添となっております。いずれも先ほど御提案したガイドラインの改正を経済産業大臣に建議するという内容になってございます。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。――特にございませんでしょうか。

（質問、意見等：なし）

御質問、御意見がないようですので、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として経済産業大臣へ建議することとしてよろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんでしょうので、事務局案のとおり経済産業大臣に建議することいたします。

どうもありがとうございました。

予定していた議事は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長　　ありがとうございます。

議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほど、よろしくお願
いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、これにて委員会を終了といたします。

——了——